

## 豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この補助金は、豊橋市における集約都市の形成及び定住の促進を図り、もって持続可能な地域の活性化に資することを目的とする。

### （補助対象者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

（1） 市外に3年以上住所を有し、転入した者 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した豊橋市立地適正化計画（以下「計画」という。）の公表日以降に、計画に定める歩いて暮らせるまち区域（以下「定住促進区域」という。）において居住の用に供する家屋を住民票における転入日から起算して5年以内に新たに取得した者であること。

イ 当該家屋への住民票における転入日または転居日から10年以上定住する意思を有する者であること。

ウ 市税等を滞納していない者であること。

エ 世帯の構成員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 前条の目的に合致すると認められるものであること。

（2） 市内の定住促進区域外に3年以上住所を有し、計画の公表日以降に転居に伴い、住民票における転居日から起算して3年以内に定住促進区域内に家屋を新たに取得した者で前号イからオまでのいずれにも該当すること。

2 補助対象者については、前条に規定する目的を達成するため、自治会への加入を推奨するものとする。

### （補助対象となる家屋及び土地）

第4条 補助金の交付対象となる家屋は、補助対象者が所有し、及び固定資産税の納税義

務を有し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が現に居住しており、住所を有していること。
- (2) 台所、風呂及び便所を備えていること。
- (3) 居住の用に供する延べ床面積が50㎡以上であること。
- (4) 店舗等を併設する家屋にあっては、居住の用に供する部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。
- (5) 中古住宅にあっては、3親等以内の親族から取得したものでないこと。

2 補助金の交付対象となる土地は、補助対象者が所有し、及び固定資産税の納税義務を有する、前項に定める要件を満たす家屋が建築されている土地（複数筆にわたる土地にあっては、同一敷地として認められる部分を含む。）とする。ただし、3親等以内の親族から取得した土地を除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額、補助の対象範囲、補助期間等は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象者の認定申請）

第6条 補助対象者の認定を受けようとする者は、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金補助対象者認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、家屋の取得後最初に当該者に対して固定資産税が課せられることとなった年度（以下「課税初年度」という。）の固定資産税の納税通知書を受領した日から当該年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める場合においては、この限りでない。

- (1) 家屋及び土地に関する位置図
- (2) 次に掲げる書類
  - ア 市外から転入したことが分かる書類（第3条第1号に該当する者に限る。）
  - イ 定住促進区域外から転居してきたことが分かる書類（第3条第2号に該当する者に限る。）
- (3) 家屋及び土地の概要を明らかにする書類
- (4) 家屋及び土地の補助対象経費を明らかにする書類
- (5) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類
- (6) 世帯の状況が分かる書類
- (7) 豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業に係る定住誓約書（様式第2号）
- (8) 課税初年度の納税通知書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者の認定を受けようとする者が豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金に係る個人情報の閲覧等に係る同意書（様式第3号）を提出する場合には、前項の規定にかかわらず、同項第2号から第6号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

（補助対象者の認定）

第7条 市長は、前条の認定の申請が適当であると認めるときは、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金補助対象者認定書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、同条の認定に係る各年度の固定資産税の納期限の属する年度の翌年度の市長が別に定める日までに、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付申請書（様式第5号）に当該申請の内容が分かる書面（納税通知書等）の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定に基づく交付の申請が適当であると認めたときは、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の規定に基づく決定に条件を付することができる。

（交付の請求）

第10条 前条第1項に係る交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付請求書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（1）補助金の振込先に指定する金融機関の口座情報が分かる書類

（2）補助金に係る固定資産税等の納付を明らかにする書類（ただし、第6条第2項に規定する豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金に係る個人情報の閲覧等に係る同意書（様式第3号）を提出する場合は、この添付を省略することができる。）

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（1）当該家屋への住民票における転入日または転居日から起算して10年を経過する日までに、正当な理由なく、転居又は転出したとき。

(2) 当該家屋への住民票における転入日または転居日から起算して10年を経過する日までに、正当な理由なく、家屋を取壊し、又は家屋若しくは土地を貸与し、若しくは売却したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助対象者の認定又は補助金の交付の決定若しくは交付を受けたとき。

(4) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。

(権利の継承)

第12条 交付決定者が死亡した場合において、その相続人の代表者であって当該家屋に居住する者は、市長の承認を得てその権利を承継することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年8月31日決裁)

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、同日以降に転入又は転居をし、取得した家屋について適用する。

附 則 (令和元年5月10日決裁)

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日決裁)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月28日決裁)

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月27日決裁)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(注：この改正に伴う経過措置については、別に定めがあります。)

附 則 (令和6年1月9日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月10日から施行する。ただし、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付要綱別表、様式第1号、様式第4号及び様式第5号の改正

規定並びに次項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付要綱別表、様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 5 号の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以降に定住促進区域に家屋を取得し、かつ転入又は転居した者について適用し、同日前に定住促進区域に家屋を取得し、かつ転入又は転居した者であって課税初年度が令和 7 年度の者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

| 項目      | 補助金額                                                  | 対象範囲等                                         | 補助対象年度        |
|---------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------|
| 家屋に係る補助 | 家屋に係る各年度の固定資産税相当額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） | 当該家屋のうち居住の用に供する部分（280 m <sup>2</sup> を上限とする。） | 課税初年度から翌々年度まで |
| 土地に係る補助 | 土地に係る各年度の固定資産税相当額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） | 当該家屋が建築されている土地（200 m <sup>2</sup> を上限とする。）    | 課税初年度から翌々年度まで |

備考 第 3 条第 2 号に該当する補助対象者にあつては、補助率を 2 分の 1 とする。